広島市報

定期第１００４号
平成２６年１月３１日
発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目次

条　　例

○地方独立行政法人広島市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（第４１号）…… 6
○地方独立行政法人広島市立病院機構の重要な財産を定める条例（第４２号）…… 6
○地方独立行政法人広島市立病院機構の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（第４３号）…… 6
○広島市遺児福祉手当支給条例を廃止する条例（第４４号）…… 8
○広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第４５号）…… 8
○広島市理容師法施行条例及び広島市美容師法施行条例の一部を改正する条例（第４６号）……11
○広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第４７号）……11

規　　則

○広島市市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第９７号）……11

告　　示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定……11
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定……12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……12
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更……12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……13
○自転車等の所有権の取得……13
○介護保険法による指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止……13
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止……13
○出納員の事務の一部委任……13
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託……13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出……15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……15
○出納員の事務の一部委任……15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……16
○開発行為に関する工事の完了……16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出　２件……16
○町の区域変更……18
○字の区域変更……18
○市道の路線認定……18
○道路の区域決定……19

○道路の供用開始……20
○介護保険法による指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止……21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……21
○自転車等の所有権の取得……22
○公共下水道の供用開始……22
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始……22
○広島市自転車等駐車場（中央地区）の指定管理者の指定……22
○広島市自転車等駐車場（東部地区）の指定管理者の指定……23
○広島市自転車等駐車場（西部地区）の指定管理者の指定……23
○大芝公園の指定管理者の指定……23
○広島市バスターミナルの指定管理者の指定……23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……24
○広島市市営住宅，広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者の指定　３件……24
○開発行為に関する工事の完了……25
○広島市留学生会館の指定管理者の指定……25
○広島市現代美術館の指定管理者の指定……26
○広島城の指定管理者の指定……26
○広島市馬木近隣運動広場の指定管理者の指定……26
○広島市湯来下近隣運動広場の指定管理者の指定……26
○広島平和記念資料館の指定管理者の指定……26
○広島市女性福祉センターの指定管理者の指定……26
○中央公園の指定管理者の指定……27
○新牛田公園及び牛田総合公園の指定管理者の指定……27
○広島市植物公園の指定管理者の指定……27
○広島市安佐動物公園の指定管理者の指定……27
○広島市中区地域福祉センターの指定管理者の指定……27
○広島市東区地域福祉センターの指定管理者の指定……27
○広島市南区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市西区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市安佐南区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市安佐北区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市安芸区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市佐伯区地域福祉センターの指定管理者の指定……28
○広島市吉島福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市温品福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市戸坂福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市中山福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市出島福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市祇園福祉センターの指定管理者の指定……29
○広島市伴福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市可部福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市筒瀬福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市瀬野福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市畑賀福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市阿戸福祉センターの指定管理者の指定……30
○広島市矢野福祉センターの指定管理者の指定……31
○広島市石内福祉センターの指定管理者の指定……31
○広島市湯来福祉会館の指定管理者の指定……31
○広島市中央老人福祉センターの指定管理者の指定……31
○広島市東雲老人福祉センターの指定管理者の指定……31
○広島市南観音老人福祉センターの指定管理者の指定……31
○広島市吉島老人いこいの家の指定管理者の指定……32

○広島市宇品老人いこいの家の指定管理者の指定……32
○広島市草津老人いこいの家の指定管理者の指定……32
○広島市佐東老人いこいの家の指定管理者の指定……32
○広島市沼田老人いこいの家の指定管理者の指定……32
○広島市矢野老人いこいの家清風荘の指定管理者の指定……32
○広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家新宮山荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家窓山荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家さつき荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家八幡荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家倉重荘の指定管理者の指定……33
○広島市老人いこいの家坪井荘の指定管理者の指定……34
○広島市老人いこいの家中央荘の指定管理者の指定……34
○広島市老人いこいの家五日市荘の指定管理者の指定……34
○広島市老人いこいの家楽々荘の指定管理者の指定……34
○広島市老人いこいの家美隅荘の指定管理者の指定……34
○広島市中央勤労青少年ホーム，広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの指定管理者の指定……34
○広島市西新天地公共広場の指定管理者の指定……35
○広島市工業技術センターの指定管理者の指定……35
○広島市平和記念公園レストハウスの指定管理者の指定……35
○広島市国民宿舎湯来ロッジ及び広島市湯の山温泉館の指定管理者の指定……35
○広島市湯来交流体験センターの指定管理者の指定……35
○広島市農業振興センターの指定管理者の指定……35
○広島市湯来農村環境改善センターの指定管理者の指定……36
○広島市森林公園（昆虫館に限る。）の指定管理者の指定……36
○広島市水産振興センターの指定管理者の指定……36
○大町第二保育園の指定管理者の指定……36
○広島市こども療育センターの指定管理者の指定……36
○広島市健康づくりセンターの指定管理者の指定……36
○広島市市税条例による寄附金の指定……37
○建築基準法による道路の位置の指定(中区)……37
○放置自転車等の撤去（中区）……37
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……37
○放置自転車等の撤去（中区）……37
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……37
○放置自転車等の撤去（中区）２件……37
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……37
○放置自転車等の撤去（中区）４件……38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……38
○放置自転車等の撤去（中区）２件……38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……38
○放置自転車等の撤去（中区）２件……38
○河原町公園の指定管理者の指定（中区)……39
○放置自転車等の撤去（中区）２件……39
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……39
○放置自転車等の撤去（中区）……39
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区)……39
○放置自転車等の撤去（中区）２件……39
○放置自転車等の撤去（東区）５件……40
○建築基準法による道路の位置の指定(東区)……40
○放置自転車等の撤去（東区）……40
○建築基準法による公告認定対象区域の認定の取消し（東区)……40
○桜台公園の指定管理者の指定（東区)……40
○観音原第一公園の指定管理者の指定(東区)……41
○馬木ハイツ公園の指定管理者の指定(東区)……41
○つつじが丘公園の指定管理者の指定(東区)……41
○上温品第二公園の指定管理者の指定(東区)……41
○放置自転車等の撤去（東区）……41
○建築基準法による道路の位置の指定(東区)２件……41
○放置自転車等の撤去（東区）……42

○区出納員の事務の一部委任（南区）……42
○放置自転車等の撤去（南区）２件……42
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……42
○住居表示実施区域内の街区の区域の設定及び変更（南区）……42
○放置自転車等の撤去（南区）２件……44
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……44
○東青崎公園の指定管理者の指定（南区）……44
○向洋公園の指定管理者の指定（南区）……44
○皆実町第一公園の指定管理者の指定(南区)……44
○皆実町第二公園の指定管理者の指定(南区)……44
○洋光台第二公園の指定管理者の指定(南区)……44
○仁保公園の指定管理者の指定（南区）……45
○仁保第一公園の指定管理者の指定（南区）……45
○仁保第二公園の指定管理者の指定（南区）……45
○東霞公園の指定管理者の指定（南区）……45
○放置自転車等の撤去（西区）……45
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……45
○放置自転車等の撤去（西区）２件……45
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……46
○放置自転車等の撤去（西区）……46
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……46
○放置自転車等の撤去（西区）……46
○兵庫谷公園の指定管理者の指定（西区）……46
○己斐上第三公園の指定管理者の指定(西区)……46
○己斐上第五公園の指定管理者の指定(西区)……46
○己斐上第六公園の指定管理者の指定(西区)……47
○大迫第一公園の指定管理者の指定（西区）……47
○茶臼台公園の指定管理者の指定（西区）……47
○庚午第一公園の指定管理者の指定（西区）……47
○井口台西第二公園の指定管理者の指定（西区）……47
○新庄公園の指定管理者の指定（西区）……47
○新庄西公園の指定管理者の指定（西区）……48
○鈴が峰Ｃ緑地（西区鈴が峰町の１９番２９から１９番１１６に至る地先に係る部分に限る。）の指定管理者の指定（西区）……48
○西部埋立第四公園（西区井口明神一丁目の区域内に存在する部分に限る。）の指定管理者の指定（西区）……48
○西部埋立第九公園の指定管理者の指定（西区）……48
○西部河岸緑地（西区の楠木町一丁目の三篠橋西詰から同区横川町一丁目の横川新橋北詰に至る部分に限る。）の指定管理者の指定（西区）……48
○高須第一公園の指定管理者の指定（西区）……48
○田方第一公園の指定管理者の指定（西区）……49
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……49
○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）……49
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……49
○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐南区）……49
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……49
○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）……49
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……50
○東野公園の指定管理者の指定（安佐南区）……50
○古市第二公園の指定管理者の指定（安佐南区）……50
○古市第三公園の指定管理者の指定（安佐南区）……50
○安川緑道（安佐南区古市三丁目の区域内に存する部分のうち，同区古市三丁目１７３４番１地先から県道広島豊平線に至る部分に限る。）の指定管理者の指定（安佐南区）……50
○安川緑道（安佐南区古市三丁目の区域内に存する部分のうち，古市橋駅前自転車等駐車場の南側に所在する部分に限る。）の指定管理者の指定（安佐南区）……50
○大町公園の指定管理者の指定（安佐南区）……51
○大町第三公園の指定管理者の指定（安佐南区）……51
○上安第二公園の指定管理者の指定（安佐南区）……51
○高取第四公園の指定管理者の指定（安佐南区）……51
○高取南緑地の指定管理者の指定(安佐南区)……51
○伴西公園（広場，運動施設等並びに園路及び法面の各一部に限る。）の指定管理者の指定（安佐南区）……51
○Ａシティ第三緑地の指定管理者の指定（安佐南区）……52
○Ａシティ第四緑地の指定管理者の指定（安佐南区）……52
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……52
○区出納員の事務の一部委任（安佐北区）……52
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……52

○放置自転車等の撤去（安佐北区）……52
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……53
○荒下自治会の告示事項の変更（安佐北区）……53
○亀崎第三公園の指定管理者の指定（安佐北区）……53
○高陽ニュータウン第七公園の指定管理者の指定（安佐北区）……53
○光掛第一公園の指定管理者の指定（安佐北区）……53
○光掛第二公園の指定管理者の指定（安佐北区）……53
○落合南第七公園の指定管理者の指定（安佐北区）……53
○はすが丘南第三公園の指定管理者の指定（安佐北区）……54
○中小田公園の指定管理者の指定(安佐北区)……54
○三入第一公園の指定管理者の指定（安佐北区）……54
○寺山公園（広場及び園路の各一部に限る。）の指定管理者の指定（安佐北区）……54
○道路の区域変更（安佐北区）……54
○道路の供用開始（安佐北区）……54
○久地本郷上自治会の告示事項の変更（安佐北区）……55
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……55
○区出納員の事務の一部委任（安芸区）……55
○放置自転車等の撤去（安芸区）……55
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……55
○放置自転車等の撤去（安芸区）……55
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……55
○区出納員の事務の一部委任（佐伯区）……56
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……56
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……56
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……56
○重光町内会の告示事項の変更（佐伯区）……56
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……56
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……56
○道路の区域変更（佐伯区）……57
○道路の供用開始（佐伯区）……57
○放置自転車等の撤去（佐伯区）３件……57
○道路の区域変更（佐伯区）……57
○道路の供用開始（佐伯区）……57
○不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（佐伯区）……57
○都市公園法に基づく都市公園の設置（佐伯区）２件……58
○石内流通第一公園の指定管理者の指定（佐伯区）……58
○石内流通第二公園の指定管理者の指定（佐伯区）……58
○五月が丘第六公園の指定管理者の指定（佐伯区）……58
○千同第三公園の指定管理者の指定(佐伯区)……59
○坪井第一公園の指定管理者の指定(佐伯区)……59
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……59
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……59

選　管　告　示

○平成２５年１２月２日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求に必要な選挙人の数……59

人事委員会規則

○初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第７号）……60
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第８号）……60

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……60
○広島市こども文化科学館の指定管理者の指定……61
○広島市江波山気象館の指定管理者の指定……61
○広島市郷土資料館の指定管理者の指定……61
○広島市交通科学館の指定管理者の指定……61
○広島市立中央図書館及び広島市こども図書館の指定管理者の指定……61
○広島市公民館の指定管理者の指定……61
○広島市青少年センターの指定管理者の指定……62
○広島市似島臨海少年自然の家の指定管理者の指定……62
○広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの指定管理者の指定……63

監査結果公表

○監査の意見に対する対応結果の公表……63
○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……65

条例

広島市条例第４１号

平成２５年１２月２０日

地方独立行政法人広島市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

地方独立行政法人広島市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人広島市立病院機構への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第５９条第２項に規定する条例で定める内部組織は，地方独立行政法人広島市立病院機構の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成２５年広島市条例第４３号）第１条の規定による改正前の広島市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年広島市条例第６２号）第３条の規定により設けられた病院事業局とする。

附　則

この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

広島市条例第４２号

平成２５年１２月２０日

地方独立行政法人広島市立病院機構の重要な財産を定める条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

地方独立行政法人広島市立病院機構の重要な財産を定める条例

（法第６条第４項の条例で定める重要な財産）

第１条　地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）第６条第４項に規定する条例で定める重要な財産は，不動産（土地にあっては，１件１万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権であって，法第４２条の２第１項又は第２項の認可に係る申請の日における帳簿価額が８，０００万円以上のものとする。

（法第４４条第１項の条例で定める重要な財産）

第２条　法第４４条第１項の条例で定める重要な財産は，不動産（土地にあっては，１件１万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権であって，譲渡しようとする場合の予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡しようとする場合にあっては，適正な見積価額）又は担保に供しようとする場合の適正な見積価額が８，０００万円以上のものとする。

附　則

この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

広島市条例第４３号

平成２５年１２月２０日

地方独立行政法人広島市立病院機構の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

地方独立行政法人広島市立病院機構の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

（広島市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　広島市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年広島市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例

第１条の見出し中「病院事業」を「安芸市民病院事業」に改め，同条中「広島市病院事業」を「広島市安芸市民病院事業」に，「病院事業」を「安芸市民病院事業」に改める。

第２条第１項中「病院事業」を「安芸市民病院事業」に改め，同条第２項を次のように改める。

２　安芸市民病院事業として経営する病院の名称，位置，診療科目及び病床数は，次のとおりとする。

⑴　名称　広島市医師会運営・安芸市民病院

⑵　位置　広島市安芸区畑賀二丁目１４番１号

⑶　診療科目　内科，呼吸器内科，循環器内科，小児科，外科及びリハビリテーション科

⑷　病床数　一般病床８０床及び療養病床６０床

第３条を削る。

第４条中「法」を「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）」に，「病院事業」を「安芸市民病院事業」に改め，同条を第３条とする。

第５条中「病院事業」を「安芸市民病院事業」に改め，同条を第４条とする。

第６条中「病院事業」を「安芸市民病院事業」に，「こえる」を「超える」に改め，同条を第５条とする。

第７条の見出し中「提出」を「作成」に改め，同条第１項中「管理者は，病院事業」を「市長は，安芸市民病院事業」に，「市長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め，同条第２項中「次の各号に」を「次に」に，「提出する」を「作成する」に改め，同項第３号中「病院事業」を「安芸市民病院事業」に，「管理者」を「市長に」に改め，同条第３項中「提出する」を「作成する」に，「管理者」を「市長」に，「すみやかに」を「速やかに」に，「提出しなければ」を「作成しなければ」に改め，同条を第６条とし，第８条を第７条とする。

第９条第１項中「管理規程」を「規則」に，「管理者」を「市長」に改め，同条第３項中「管理者」を「市長」に改め，同条を第８条とする。

第１０条中「管理規程」を「この条例に基づく規則」に改め，同条を第９条とする。

第１１条第３号中「管理者」を「市長」に改め，同条を第１０条とし，同条の次に次の１条を加える。

（委任規定）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

（広島市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第２条　広島市総合リハビリテーションセンター条例（平成２０年広島市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市身体障害者更生相談所条例

第１条を次のように改める。

（目的及び設置）

第１条　身体障害者の更生援護の利便を図るため，身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１１条第１項の身体障害者更生相談所として，広島市身体障害者更生相談所を設置する。

第２条中「リハビリテーションセンター」を「広島市身体障害者更生相談所」に改める。

第３条から第１２条までを削る。

第１３条中「(病院事業に関する事項にあっては，管理者)」を削り，同条を第３条とする。

別表を削る。

（広島市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正）

第３条　広島市病院事業使用料及び手数料条例（昭和２７年広島市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例

第１条中「病院（広島市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年広島市条例第６２号）第２条第２項の表に規定する病院をいう。以下同じ」を「広島市医師会運営･安芸市民病院（以下「安芸市民病院」という」に改める。

第２条第１項本文中「病院」を「安芸市民病院」に改め，同項第１号を次のように改める。

⑴　使用料

特別病室差額使用料　１日につき　６，４００円を超えない範囲内で市長が定める額

第２条第１項第２号イ及び第２項，第３条ただし書並びに第４条中「管理者」を「市長」に改める。

第５条中「管理者は，病院」を「市長は，安芸市民病院」に改め，「(駐車料金を除く。)」を削る。

第６条中「条例施行」を「条例の施行」に,「管理者」を「市長」に改める。

別表を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第４条　職員の定年等に関する条例（昭和５８年広島市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「，病院」を削る。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和２６年３月３０日広島市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第１条第６号，第２条第３号及び第３条第３項を削る。

第３条の２中「水道事業管理者にあつては」及び「とし，病院事業管理者にあつては給料月額に１００分の２５を乗じて得た額を超えない範囲内で市長が定める額」を削る。

第３条の４中「及び病院事業管理者」及び「(病院事業管理者が医師である場合にあつては，同項第２号に規定する医療職給料表⑴の適用を受ける職員)」を削る。

第３条の７を削る。

第３条の８中「水道事業管理者にあつては」及び「とし，病院事業管理者にあつては指定職の職員の管理職員特別勤務手当の例に準じて市長が定める額」を削り，同条を第３条の７とする。

第４条中「，病院事業管理者にあつては給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に，一般職の職員の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額とし」を削る。

第４条の２中「病院事業管理者にあつては給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に，一般職の職員の勤勉手当の例により一定の割合を乗じて得た額とし，水道事業管理者にあつては」を削る。

第４条の３第５項中「，水道事業管理者及び病院事業管理者の」を「及び水道事業管理者の」に,「水道事業管理者及び病院事業管理者に」を「水道事業管理者に」に改める。

（広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第６条　広島市職員等の旅費に関する条例（昭和２７年広島市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「及び病院事業管理者」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第７条　職員の退職手当に関する条例（昭和２８年広島市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第７条第５項中「規定する者」の右に「，地方独立行政法人広島市立病院機構の職員」を加える。

（広島市特別会計条例の一部改正）

第８条　広島市特別会計条例（昭和３９年広島市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中第１８号を第１９号とし，第１７号を第１８号とし，第１６号を第１７号とし，第１５号の次に次の１号を加える。

⑯　市立病院機構資金貸付特別会計　市立病院機構に係る資金の貸付け

（広島市病院事業に地方公営企業法を適用する条例の廃止）

第９条　広島市病院事業に地方公営企業法を適用する条例（昭和３２年広島市条例第９号）は，廃止する。

附　則

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正前の広島市病院事業の設置等に関する条例第７条の規定は，平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの業務（広島市医師会運営・安芸市民病院に係

るものを除く。）については，なおその効力を有する。この場合において，同条中「管理者」とあるのは「市長」と，同条第１項中「市長に提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」と，同条第２項中「記載するとともに，１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を，５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければ」とあるのは「記載しなければ」と，同条第３項中「提出する」とあるのは「作成する」と，「提出しなければ」とあるのは「作成しなければ」とする。

３　この条例の施行の日前の診療等に係る第２条の規定による改正前の広島市総合リハビリテーションセンター条例第８条第１項及び第２項に規定する使用料及び手数料並びに第３条の規定による改正前の広島市病院事業使用料及び手数料条例第２条第１項及び第２項に規定する使用料及び手数料については，なお従前の例による。

広島市条例第４４号

平成２５年１２月２０日

広島市遺児福祉手当支給条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市遺児福祉手当支給条例を廃止する条例

広島市遺児福祉手当支給条例（昭和４５年広島市条例第１１号）は，廃止する。

附　則

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

２　この条例の公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における広島市遺児福祉手当支給条例（以下「条例」という。）第４条第１項及び第６条第１項の規定の適用については，条例第４条第１項中「次の」とあるのは「平成２６年２月２８日までの間において次の」と，条例第６条第１項中「ときは，」とあるのは「ときは，平成２６年２月２８日までに」とする。

３　平成２６年２月２８日までに廃止前の条例第６条第１項の規定による申請をした者（同日までに災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなかった者を含む。）に係る平成２６年３月分までの遺児福祉手当については，なお従前の例による。

広島市条例第４５号

平成２５年１２月２０日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和３４年広島市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条の２中「昭和３３年政令第３６２号」の右に「。以下「令」という。」を加える。

第８条第１項中「当該年度分として納付した又は納付すべき市民税の所得割（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２８条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（以下「市民税の所得割額」を「賦課期日（法第７６条の２に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第２７条の２第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条及び附則第５条第１項第２号において同じ。）の合計額から同法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の額（以下「基礎控除後の総所得金額等」に改め，同条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては，地方税法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第１０条第１項第１号中「第８条に規定する市民税の所得割額（国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成２３年政令第４３０号）による改正前の国民健康保険法施行令（以下「旧令」という。）第２９条の７第２項第６号ただし書の規定に基づき当該市民税の所得割額が補正された場合には，補正後の当該市民税の所得割額」を「基礎控除後の総所得金額等（令第２９条の７第２項第４号ただし書の規定により当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には，補正後の当該基礎控除後の総所得金額等」に改め，同項第２号中「１００分の４０」を「１００分の３０」に改め，「（法第７６条の２に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）」を削り，同項第３号ア中「１００分の１０」を「１００分の２０」に改める。

第１０条の６の４第１項中「当該年度分として納付した又は納付すべき市民税の所得割額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め，同条第２項を削る。

第１０条の６の５第１項第１号中「前条に規定する市民税の所得割額（旧令第２９条の７第３項第５号ただし書の規定に基づき当該市民税の所得割額が補正された場合には，補正後の当該市民税の所得割額」を「基礎控除後の総所得金額等（令第２９条の７第３項第４号ただし書の規定により当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には，補正後の当該基礎控除後の総所得金額等」に改め，同項第２号中「１００分の４０」を「１００分の３０」に改め，同項第３号ア中「１００分の１０」を「１００分の２０」に改める。

第１０条の９第１項中「当該年度分として納付した又は納付すべき市民税の所得割額に，次条」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に，次条第１項第１号」に改め，同条第２項を削る。

第１０条の１０第１項第１号中「介護納付金賦課被保険者に係る」を削り，「前条に規定する市民税の所得割額（旧令第２９条の７第４項第５号ただし書の規定に基づき当該市民税の所得割額が補正された場合には，補正後の当該市民税の所得割額」を「介

護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第２９条の７第４項第４号ただし書の規定により当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には，補正後の当該基礎控除後の総所得金額等」に改め，同項第２号中「介護納付金賦課被保険者に係る」を削り，「１００分の４０」を「１００分の３０」に改め，同項第３号中「介護納付金賦課被保険者に係る」を削り，「１００分の１０」を「１００分の２０」に改める。

第１３条第１項中「国民健康保険法施行令」を「令」に改める。

第１４条第１項第１号中「地方税法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第３５条の２第６項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１１項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額及び同条第１２項に規定する条約適用配当等の額」を「令第２９条の７第５項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額」に，「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め，同項第２号及び第３号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改める。

第１４条の２中「の額（」とあるのは「の額（第１３条第１項の」を「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（」に改め，「市民税の所得割の課税標準である」を削り，「当該給与所得を」を「当該給与所得については，」に，「として計算した場合における市民税の所得割の額に相当する額。」を「によるものとする。次項において同じ。）」と，「同法」とあるのは「地方税法」に，「ものとする。」を「ものとし，」に改める。

附則第３条第１項の表第８条第２項の項を削り，同表第１０条の６の４第１項の項中「第１０条の６の４第１項」を「第１０条の６の４」に改め，同表第１０条の６の４第２項の項を削り，同条第３項及び第８項中「当該年度分として納付した又は納付すべき市民税の所得割額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め，後段を削る。

附則第４条中「平成２５年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改め，同条を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

平成３０年３月３１日までの間，第６章（前条第１項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定を適用する場合においては，次の表の左欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６条の２	第２９条の７第１項	附則第５条第１項の規定により読み替えられた令第２９条の７第１項
第６条の３第１号	及び高齢者医療確保法の規定による	，高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
第６条の３第２号	における	における法附則第２２条の規定により読み替えられた
	負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び	負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに
	による調整交付金（後期高齢者支援金及び	による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
	都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び	都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
	第７５条	附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第１０条の６の２第１号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第１０条の６の２第２号	における	における法附則第２２条の規定により読み替えられた
	後期高齢者支援金の	後期高齢者支援金及び病床転換支援金の
	第７５条	附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条
	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第１０条の７第２号	における	における法附則第２２条の規定により読み替えられた
	第７５条	附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条

附則第５条及び第６条を次のように改める。

（平成２６年度から平成２９年度までの各年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

第５条　平成２６年度から平成２９年度までの各年度分の保険料に係る基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額の算定に限り，次の各号に掲げる被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等は，第８条第１項の規定にかかわらず，当該各号に定める金額とする。この場合において，第１４条の２の規定の適用については，同条中「地方税法」とあるのは，「地方税法」と，「（以下」とあるのは「（附則第５条第１項の規定の適用がある場合には，当該適用後の金額とする。以下」とする。

⑴　当該年度の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第３２８条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない被保険者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより市町村民税が免除されたものを含むものとし，当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）　当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る第８条第１項に規定する基礎控除後の総所得金額等から当該基礎控除後の総所得金額等に次の

表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額を控除した金額（当該被保険者が特例対象被保険者等である場合は，当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る第14条の2の規定を適用しないものとして算定した同項に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この条において「特例適用外総所得金額等」という。）から当該特例適用外総所得金額等に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額を控除した金額と当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る第14条の2の規定により読み替えて適用する同項に規定する基礎控除後の総所得金額等とのいずれか少ない金額）

平成26年度	100分の90
平成27年度	100分の75
平成28年度	100分の50
平成29年度	100分の25

⑵　前号に掲げる被保険者以外の被保険者であつて，賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例適用外総所得金額等が，課税標準額（当該所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいい，その算定においては，同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。以下この条において同じ。）に2を乗じて得た金額を超えるもの　当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る第8条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額に2を乗じて得た金額を控除した額に前号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額を，当該基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該被保険者が特例対象被保険者である場合は，当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例適用外総所得金額等から課税標準額に2を乗じて得た金額を控除した額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額を当該特例適用外総所得金額等から控除した金額と当該被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る第14条の2の規定により読み替えて適用する同項に規定する基礎控除後の総所得金額等とのいずれか少ない金額）

2　当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には，その発生した日とする。）現在において，賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であつて同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が38万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であつて，当該世帯における先順位者であるものの前項第2号の規定の適用については，同号中「後の金額」とあるのは，「後の金額（次項に規定する被保険者にあつては，当該控除をした後の金額から，賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢16歳未満の控除対象者（同日現在において年齢19歳未満の者であつて同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が38万円以下である被保険者をいう。以下この号において同じ。）の数に33万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。）」とする。

3　前項の先順位者を定める場合における順位は，次に掲げる順序による。

⑴　賦課期日の属する年の前年の所得に係る課税標準額が最も多い金額である被保険者

⑵　前号に規定する被保険者が2人以上あるときは，納付義務者である被保険者

⑶　納付義務者が被保険者でなく，第1号に規定する被保険者が2人以上あるときは，賦課期日の属する年の前年の所得に係る第14条の2及び附則第5条第1項の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者

⑷　前号に規定する被保険者が2人以上あるときは，当該被保険者のうち，市長が定める被保険者

（平成26年度から平成29年度までの各年度における保険料の減額）

第6条　平成26年度から平成29年度までの各年度分の保険料の賦課に限り，前条第1項各号に掲げる被保険者が属する世帯であつて，次の各号に掲げる者に該当する被保険者が属するものの納付義務者については，当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち第10条の6の規定の適用がないものとした場合における基礎賦課額の所得割額，第10条の6の6の規定の適用がないものとした場合における後期高齢者支援金等賦課額の所得割額及び第10条の11の規定の適用がないものとした場合における介護納付金賦課額の所得割額から，当該各号に定める額を順次控除する。

⑴　賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税につき，同法第314条の2第1項第6号に掲げる者又は同条第4項に規定する場合に該当する者であつて，同条第7項に規定する障害者控除額が第14条の2及び前条第1項の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等以下であるもの　同法第314条の2第7項に規定する障害者控除額に，次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

平成26年度	100分の5
平成27年度	100分の4
平成28年度	100分の3
平成29年度	100分の2

⑵　賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税につき，同法第314条の2第1項第8号に掲げる者又は同条第3項に規定する場合に該当する者であつて，同条第7項に規定する寡婦（寡夫）控除額が第14条の2及び前条第1項の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総

所得金額等以下であるもの　同法第３１４条の２第７項に規定する寡婦（寡夫）控除額に，前号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

２　平成２６年度から平成２９年度までの各年度における第６条の３，第１０条の６の２及び第１０条の７の規定の適用については，第６条の３各号列記以外の部分中「控除した額」とあるのは「控除した額に当該年度における附則第６条第１項の規定による基礎賦課額の所得割額の減額の額の総額の見込額を合算した額」と，第１０条の６の２中「控除した額」とあるのは，「控除した額に当該年度における附則第６条第１項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の減額の額の総額の見込額を合算した額」と，第１０条の７中「控除した額」とあるのは「控除した額に当該年度における附則第６条第１項の規定による介護納付金賦課額の所得割額の減額の額の総額の見込額を合算した額」とする。

附　則

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

２　改正後の第６章並びに附則第５条及び第６条の規定は，平成２６年度以後の年度分の保険料について適用し，平成２５年度分までの保険料については，なお従前の例による。

広島市条例第４６号

平成２５年１２月２０日

広島市理容師法施行条例及び広島市美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市理容師法施行条例及び広島市美容師法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２３条第１項第１号に規定する収容施設」を「第４条第１項第１号の避難所又は応急仮設住宅」に改める。

⑴　広島市理容師法施行条例（平成２４年広島市条例第６６号）第２条第５号

⑵　広島市美容師法施行条例（平成２４年広島市条例第６７号）第２条第５号

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

広島市条例第４７号

平成２５年１２月２０日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第１号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め，「規定する被害者」の右に「又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え，同号ク（ア）中「第３条第３項第３号」及び「第５条」の右に「（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）」を加え，同号ク（イ）中「第１０条第１項」の右に「（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は，平成２６年１月３日から施行する。

規　則

広島市規則第９７号

平成２５年１２月２０日

広島市市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市市営駐車場条例施行規則（昭和４５年広島市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「，広島市市営富士見町第一駐車場」を削る。

附　則

この規則は，平成２６年１月６日から施行する。

告　示

広島市告示第４９４号

平成２５年１２月２日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項又は第５３条第１項の規定により，次に掲げる者を指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者として指定したので，同法第７８条第１号又は第１１５条の１０第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２５年１２月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社創健ネットワーク	訪問介護ステーションはるのひかり	広島市東区牛田早稲田四丁目７番５４－１０２号	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社タスケマン	ヘルパーステーションマックス	広島市南区皆実町五丁目１４番１号	訪問介護及び介護予防訪問介護

株式会社ライズ	ケアサービスみんと	広島市南区宇品御幸五丁目７番９－２０７号	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社トリプル．Ａ	ヘルパーステーションここあ	広島市西区都町９番３号ハイツ達川１Ｆ	訪問介護及び介護予防訪問介護
合同会社にこにこ	デイサービスにこにこ倶楽部	広島市西区井口鈴が台一丁目５番２２号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社シーズンモチベーション	デイサービス季楽井口	広島市西区井口四丁目３５番２６号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社コスモケア・エナジー	エナジーデイ	広島市西区三篠三丁目６番９号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ウィズケアサービス	デイサービスつどい高取	広島市安佐南区高取北四丁目４１番１７号	通所介護及び介護予防通所介護
社会福祉法人松風会	デイサービスセンターなごみの丘	広島市安佐南区大塚東三丁目３番９号	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第４９５号

平成２５年１２月２日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項又は第５４条の２第１項の規定により，次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので，同法第７８条の１１第１号又は第１１５条の２０第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２５年１２月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
森信建設株式会社	グループホームなでしこ温品	広島市東区温品五丁目７番１号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第４９６号

平成２５年１２月２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる期間を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　　在　　地	指定年月日
林病院	広島市中区三川町3-8	平成25年９月１日
コムラ病院	広島市安佐南区相田一丁目16-29	平成25年10月４日

広島市告示第４９７号

平成２５年１２月２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　　在　　地	変更年月日
林病院	広島市中区三川町3-21	平成25年９月１日
コムラ病院	広島市安佐南区相田一丁目16-29	平成25年10月３日

広島市告示第４９８号

平成２５年１２月２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
佐々木憲作	さくらマッサージはり治療院	広島市安佐南区祇園一丁目6-16　チェリス帆立203号	あん摩・マッサージ	平成25年11月１日

広島市告示第４９９号

平成２５年１２月３日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により，広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので，同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により，次のとおり告示します。

なお，都市計画法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により，関係図書を広島市都市整備局都市計画課，東区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　都市計画の種類

⑴　広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2)　名称，位置及び区域

名　称	位　置　及　び　区　域
広島駅新幹線口周辺地区地区計画（変更）	広島市東区の二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目，二葉の里二丁目，上大須賀町及び若草町の各一部 広島市南区松原町の一部

２　縦覧場所

(1)　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号　広島市都市整備局都市計画課

(2)　広島市東区東蟹屋町９番３８号　東区役所建設部建築課

(3)　広島市南区皆実町一丁目５番４４号　南区役所建設部建築課

広島市告示第５００号

平成２５年１２月３日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５９条第１項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長　　松　井　一　實

記

名　称	所　在　地	指定の期間
有限会社エンコー薬局	広島市南区猿猴橋町６番１８号	平成25年10月13日～平成31年10月12日
広島駅前薬局	広島市南区猿猴橋町６番３２号	平成25年10月１日～平成31年９月30日
コスモ薬局桐陽台店	広島市安佐北区三入東一丁目３０番２３号	平成25年12月１日～平成31年11月30日
豊見薬局	広島市佐伯区旭園２番２０号	平成25年11月３日～平成31年11月２日

広島市告示第５０１号

平成２５年１２月３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示第５０２号

平成２５年１２月５日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項又は第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号又は第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

事業者名称	事業所 名称	事業所 所在地	廃止年月日	サービスの種類
合同会社アイビー	アイビーケアセンターひろしま	広島市中区広瀬町５番２２－１０１号	平成25年12月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
シトリン株式会社	ヘルパーステーション小梅	広島市中区舟入南一丁目３番１８－５０１号	平成25年12月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
カレッタ広島トランスファーサービス有限会社	カレッタ広島訪問介護事業所	広島市西区庚午北二丁目１７番２４号	平成25年12月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人社団うすい会	訪問看護ステーション牛田本町	広島市東区牛田本町四丁目２番９号	平成25年12月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第５０３号

平成２５年１２月５日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので，同法第８５条第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

事業者名称	事業所 名称	事業所 所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ広島	広島市中区南竹屋町４番１７号片山ビル	平成25年12月31日	居宅介護支援

広島市告示第５０４号

平成２５年１２月９日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，消防局総務課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた物品分任出納員

安佐南消防署上安出張所　副出張所長　松井　清和

２　委任させた事務

安佐南消防署上安出張所における物品の出納保管に関する事務

３　委任年月日

平成２５年１１月９日

広島市告示第５０５号

平成２５年１２月１０日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規

定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社　日進ブンセイ	広島市西区横川新町12番11号	代表取締役　柳原　照幸

2　委託した期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

広島市告示第506号

平成25年12月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，介護扶助のための介護を担当する機関として，次に掲げる介護機関を指定したので，生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日
ケアプランセンター虹の橋	広島市中区吉島西一丁目18－11－302	平成25年11月1日
医療法人恒和会牛田バラ苑居宅介護支援事業所	広島市東区牛田新町三丁目30－30	平成25年11月27日
水内歯科医院	広島市南区猿猴橋町5－19	平成25年10月1日
あるケア	広島市南区皆実町一丁目19－5	平成25年11月1日
クオール薬局広島駅前通店	広島市南区松川町1－15ポエム松川1F	平成25年10月1日
どれみ訪問介護ステーション	広島市西区己斐本町三丁目17－27ビーハイツチェリーB棟101	平成25年11月11日
居宅介護支援事業所花もよう	広島市西区庚午北二丁目4－6	平成24年4月1日
デイサービスさんわの杜	広島市西区己斐中三丁目39－25	平成25年10月1日
コムラ病院	広島市安佐南区相田一丁目16－29	平成25年10月4日
デイサービス孫の手	広島市安佐北区可部南一丁目8－44サニーコーポ武田Ⅱ1階	平成25年11月1日
レスパイトケア住マイル五日市	広島市佐伯区三筋一丁目10－27	平成25年11月1日
ニックス佐伯訪問介護事業所	広島市佐伯区三筋一丁目10－27	平成25年11月1日
ニックス佐伯居宅介護支援事業所	広島市佐伯区三筋一丁目10－27	平成25年11月1日

広島市告示第507号

平成25年12月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので，生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成25年10月1日	水内歯科医院	広島市南区猿猴橋町1－3ヴィラみずうち2F	水内　裕之
平成25年10月3日	コムラ病院	広島市安佐南区相田一丁目16－29	古村　喬太

広島市告示第508号

平成25年12月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日
医療法人　横山内科医院	広島市南区東荒神町3－35	平成25年11月5日
出崎歯科医院	広島市南区猿猴橋町6－18	平成25年11月5日
中村歯科	広島市南区皆実町四丁目2-12	平成25年11月1日
広島駅前サン薬局	広島市南区東荒神町3－35	平成25年11月2日
二階堂耳鼻咽喉科	広島市西区楠木町四丁目16-18	平成25年10月7日
医療法人社団　亮明会旭橋歯科クリニック	広島市西区南観音町21-3　2階	平成25年10月1日
二井歯科クリニック	広島市安佐北区亀崎一丁目3-23	平成25年11月1日
コスモ薬局　桐陽台店	広島市安佐北区三入東一丁目30-23	平成25年12月1日
安芸ふれあい薬局	広島市安芸区中野東五丁目1-7　1階	平成25年11月1日
豊見薬局	広島市佐伯区旭園2-20	平成25年11月3日

広島市告示第509号

平成25年12月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	廃止年月日
伊勢田歯科医院	広島市中区鉄砲町1-25 City せぶん1階	平成25年11月21日

土橋歯科診療所	広島市中区小網町２-19	平成25年11月11日
医療法人　横山胃腸科内科医院	広島市南区松原町４-20 中島ビル３階	平成25年11月５日
出崎歯科医院	広島市南区猿猴橋町1-8	平成25年11月５日
中村歯科	広島市南区皆実町四丁目2-12	平成25年10月31日
広島駅前サン薬局	広島市南区松原町4-25 山下ビル１階	平成25年11月２日
二階堂耳鼻咽喉科	広島市西区三篠北町18-4	平成25年10月７日
旭橋歯科クリニック	広島市西区南観音町21-3	平成25年９月30日
二井歯科クリニック	広島市安佐北区亀崎一丁目3-23	平成25年11月１日
安芸ふれあい薬局	広島市安芸区中野東五丁目1-7	平成25年11月１日
有限会社　豊見薬局	広島市佐伯区旭園2-22	平成25年11月３日

広島市告示第５１０号

平成２５年１２月１２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　　在　　地	変更年月日
訪問看護ステーション生協コスモス	(旧)広島市西区福島町一丁目24-17	平成25年６月１日
	(新)広島市西区観音町16-19	

広島市告示第５１１号

平成２５年１２月１２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　　称	所　在　地（出張専業の場合は施術者の住所）		
岡部　大貴	芥川接骨院	広島市南区翠三丁目12-36 大久保アパート１階	柔道整復	平成25年11月14日
東　克弥	せのがわ整骨院	広島市安芸区中野東一丁目11-31　ユアーズ瀬野川店	柔道整復	平成25年７月16日

広島市告示第５１２号

平成２５年１２月１２日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

２　委任する事務

(1)　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納

(2)　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

３　委任年月日

平成２６年２月１８日

４　委任期間

平成２６年２月１８日から同年３月２８日まで

別紙

No.	設置場所	取扱場所	職名	氏　名	委任期間
1	競輪事務局	玉野競輪場	職員	山下　浩二	H26.2.18～H26.3.28
2	競輪事務局	サテライト笠岡	職員	若松　秀敏	
3	競輪事務局	防府競輪場	職員	小阪　一人	
4	競輪事務局	サテライト宇部	職員	上塘　裕子	
5	競輪事務局	高松競輪場	職員	櫻又　浩	
6	競輪事務局	小松島競輪場	職員	内樋　一由	
7	競輪事務局	サテライト徳島	職員	増井　稔人	
8	競輪事務局	サテライト南国	職員	木村　祐介	
9	競輪事務局	サテライト安田	職員	武田　昌史	
10	競輪事務局	松山競輪場	職員	高須　篤律	
11	競輪事務局	サテライトこまつ	職員	西口　力生	
12	競輪事務局	サテライト西予	職員	内藤　雅英	
13	競輪事務局	サテライト札幌	職員	村田　剛	
14	競輪事務局	サテライト石狩	職員	野澤　和雄	
15	競輪事務局	サテライト男鹿	職員	工藤　幸弘	
16	競輪事務局	サテライト横浜	職員	石川　寿幸	
17	競輪事務局	和歌山競輪場	職員	西　正也	
18	競輪事務局	サテライト大阪	職員	根耒　慶悟	
19	競輪事務局	小倉競輪場	職員	安永　洋一	
20	競輪事務局	久留米競輪場	職員	梶原　晋次	
21	競輪事務局	サテライト北九州	職員	岡　究	
22	競輪事務局	サテライト中洲	職員	佐藤　孝宏	
23	競輪事務局	武雄競輪場	職員	小田　修	

24	競輪事務局	サテライト宮崎	職員	永尾　征也
25	競輪事務局	サテライトみぞべ	職員	幸尾　大基
26	競輪事務局	サテライト三股	職員	山口　智幸
27	競輪事務局	サテライト鹿児島	職員	古賀　慎也
28	競輪事務局	佐世保競輪場	職員	片山　英紀
29	競輪事務局	熊本競輪場	職員	中津　茂
30	競輪事務局	サテライト阿久根	職員	山下　泉

広島市告示第５１３号

平成２５年１２月１６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　　在　　地	指定年月日
医療法人　宮崎クリニック	広島市中区大手町一丁目1-26-410	平成25年11月18日

広島市告示第５１４号

平成２５年１２月１７日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市西区井口三丁目の721番5，721番11，727番2，727番5，727番7及び727番8

2　開発面積

２，２０５．５２m^2

3　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区草津新町二丁目21番69－11号

大和ハウス工業株式会社広島支店

支配人　土谷　勝

4　検査済証交付年月日

平成２５年１２月１７日

広島市告示第５１５号

平成２５年１２月１７日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名称　フレスタ波出石店

(2)　所在地　広島市佐伯区五日市中央七丁目２２２１ほか

2　大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ　代表取締役　宗兼　邦生

広島市西区横川町三丁目２番３６号

3　変更事項

(1)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場Ｎｏ	出入口の数	位置
1・2	2か所	駐車場北側
		駐車場北西側
合計	2か所	

（変更後）

駐車場Ｎｏ	出入口の数	位置
1・2	5か所	駐車場北側
		駐車場北西側
		駐車場南側
		駐車場南側
		駐車場南側
合計	5か所	

4　変更年月日

平成２５年１１月３０日

5　変更理由

交通処理の円滑化を図るため

6　届出年月日

平成２５年１１月２９日

7　届出書の縦覧場所

(1)　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2)　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号

広島市佐伯区役所市民部区政調整課

8　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1)　縦覧期間

平成２５年１２月１７日から平成２６年４月１７日まで。ただし，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び平成２５年１２月２９日から平成２６年１月３日までを除く。

(2)　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

9　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

10　意見書の提出期限及び提出先

(1)　提出期限　平成２６年４月１７日

(2) 提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第５１６号

平成２５年１２月１７日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名　称　石内ショッピングプラザ
(2) 所在地　広島市佐伯区五日市大字石内字兼丸６８０１番１ほか

2　大規模小売店舗を設置する者
コーナン商事株式会社
代表取締役　疋田　直太郎
堺市西区鳳東町四丁目４０１番地１

3　変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）
名　称　（仮称）石内湯戸商業施設
所在地　広島市佐伯区五日市大字石内字兼丸６８０１番１ほか
（変更後）
名　称　石内ショッピングプラザ
所在地　広島市佐伯区五日市大字石内字兼丸６８０１番１ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
名　称　コーナン商事株式会社
代表者　代表取締役　疋田　耕造
所在地　堺市西区鳳東町四丁目４０１番地１
（変更後）
名　称　コーナン商事株式会社
代表者　代表取締役　疋田　直太郎
所在地　堺市西区鳳東町四丁目４０１番地１

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

小売業者		住所	備考
名称	代表者		
コーナン商事株式会社	代表取締役　疋田　耕造	堺市西区鳳東町四丁目４０１番地１	
他未定			

（変更後）

小売業者		住所	備考
名称	代表者		
コーナン商事株式会社	代表取締役　疋田　直太郎	堺市西区鳳東町四丁目４０１番地１	代表者交代
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役　加栗　章男	広島市南区段原南一丁目３番５２号	入店
株式会社アージュ	代表取締役　田村　英樹	広島市西区商工センター二丁目１５番１号	入店
小野株式会社	代表取締役　小野　兼資	香川県高松市塩屋町１４番５号	入店
株式会社チヨダ	代表取締役　舟橋　浩司	東京都杉並区成田東四丁目３９番８号	入店
株式会社マックハウス	代表取締役　白土　孝	東京都杉並区梅里一丁目７番７号	入店
他未定			

4　変更年月日
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成２５年１１月２８日
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成２５年１１月１３日
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成２５年１１月２８日

5　変更する理由
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗の名称の確定のため
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
代表取締役の交代のため
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の入店のため

6　届出年月日
平成２５年１１月２９日

7　届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

8　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成２５年１２月１７日から平成２６年４月１７日まで。ただし，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び平成２５年１２月２９日から平成２６年１月３日までを除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで

9　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から4月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

10　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　平成26年4月17日

⑵　提出先

〒730－8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第517号

平成25年12月18日

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，南区について，平成25年12月27日から，次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる町の区域に変更するものとする。

左欄		右欄
町	地番	町
猿猴橋町	1の1から1の27まで，1の29から1の40まで，8の2	松原町

広島市長　松井一實

広島市告示第518号

平成25年12月18日

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，佐伯区湯来町大字麦谷について，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証があった日から，次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するものとする。

左欄		右欄
字	地番	字
木藤	1064から1066まで及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに字猿山の373の3，375の4，375の6，379の3，385の3，386の4，387から390まで，396の3，397の3，398の3に隣接する道路である市有地の全部	猿山
	1071から1074まで	弓木谷山

広島市長　松井一實

広島市告示第519号

平成25年12月18日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき，市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は，平成25年12月18日から平成26年1月7日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

整理番号	路線名	起点 終点
16747	東4区306号線	東区牛田新町三丁目2番地67地先 東区牛田新町三丁目2番地262地先
16748	南3区333号線	南区東雲二丁目1776番地9地先 南区東雲二丁目1776番地7地先
16749	西3区502号線	西区己斐上四丁目1197番地5地先 西区己斐上四丁目625番地3地先
16750	西3区503号線	西区己斐上五丁目1114番地76地先 西区己斐上五丁目1114番地79地先
16751	安佐南1区510号線	安佐南区川内五丁目800番地11地先 安佐南区川内五丁目800番地9地先
16752	安佐南1区511号線	安佐南区緑井七丁目1720番地1地先 安佐南区緑井七丁目1721番地1地先
16753	安佐南3区825号線	安佐南区祇園七丁目872番地4地先 安佐南区祇園七丁目869番地5地先
16754	安佐南4区802号線	安佐南区沼田町大字伴字向田6686番地7地先 安佐南区沼田町大字伴字向田6685番地5地先
16755	安佐北3区953号線	安佐北区可部東六丁目456番地4地先 安佐北区可部東六丁目457番地6地先
16756	安佐北3区954号線	安佐北区可部南五丁目1636番地28地先 安佐北区可部南五丁目1610番地10地先
16757	安佐北3区955号線	安佐北区可部南五丁目1635番地21地先 安佐北区可部南五丁目1635番地23地先
16758	安佐北3区956号線	安佐北区可部南五丁目1635番地8地先 安佐北区可部南五丁目1635番地9地先
16759	佐伯1区457号線	佐伯区石内北一丁目5001番地8地先 佐伯区石内北一丁目5001番地9地先
16760	佐伯1区458号線	佐伯区石内北二丁目5005番地10地先 佐伯区石内北二丁目5005番地1地先
16761	佐伯1区459号線	佐伯区石内北二丁目5005番地10地先 佐伯区石内北二丁目5005番地10地先
16762	佐伯1区460号線	佐伯区石内北一丁目5002番地78地先 佐伯区石内北一丁目5002番地77地先
16763	佐伯1区461号線	佐伯区石内北一丁目5003番地128地先 佐伯区石内北一丁目5003番地9地先
16764	佐伯1区462号線	佐伯区石内北一丁目5002番地76地先 佐伯区石内北一丁目5002番地77地先
16765	佐伯1区463号線	佐伯区石内北一丁目5002番地12地先 佐伯区石内北一丁目5002番地58地先
16766	佐伯1区464号線	佐伯区石内北一丁目5002番地76地先 佐伯区石内北一丁目5002番地58地先
16767	佐伯1区465号線	佐伯区石内北一丁目5002番地51地先 佐伯区石内北一丁目5002番地45地先
16768	佐伯1区466号線	佐伯区石内北一丁目5002番地37地先 佐伯区石内北一丁目5002番地31地先
16769	佐伯1区467号線	佐伯区石内北一丁目5002番地24地先 佐伯区石内北一丁目5002番地19地先
16770	佐伯1区468号線	佐伯区石内北一丁目5002番地69地先 佐伯区石内北一丁目5002番地69地先
16771	佐伯1区469号線	佐伯区石内北一丁目5004番地8地先 佐伯区石内北一丁目5003番地16地先
16772	佐伯1区470号線	佐伯区石内北一丁目5004番地172地先 佐伯区石内北一丁目5004番地172地先
16773	佐伯1区471号線	佐伯区石内北一丁目5003番地23地先 佐伯区石内北一丁目5003番地127地先

16774	佐伯１区４７２号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地３５地先
		佐伯区石内北一丁目５００３番地３０地先
16775	佐伯１区４７３号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地４７地先
		佐伯区石内北一丁目５００３番地４２地先
16776	佐伯１区４７４号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地６１地先
		佐伯区石内北一丁目５００３番地５４地先
16777	佐伯１区４７５号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地８４地先
		佐伯区石内北一丁目５００３番地７４地先
16778	佐伯１区４７６号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地１１２地先
		佐伯区石内北一丁目５００３番地９８地先
16779	佐伯１区４７７号線	佐伯区石内北一丁目５００４番地２３地先
		佐伯区石内北一丁目５００４番地９地先
16780	佐伯４区５５０号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地３地先
		佐伯区五日市六丁目１２６番地２７地先
16781	佐伯４区５５１号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地３地先
		佐伯区五日市六丁目１２６番地１２地先
16782	佐伯４区５５２号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地１２地先
		佐伯区五日市六丁目１３０番地地先

広島市告示第５２０号

平成２５年１２月１８日

道路の区域を次のように決定したので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき，告示します。

その関係図面は，平成２５年１２月１８日から平成２６年１月７日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東４区３０６号線	メートル 5.01 ～ 9.90	メートル 37.99
市道	南３区３３３号線	メートル 4.21 ～ 8.23	メートル 41.53
市道	西３区５０２号線	メートル 6.00 ～ 15.20	メートル 99.92
市道	西３区５０３号線	メートル 6.00 ～ 18.80	メートル 49.10
市道	安佐南１区５１０号線	メートル 6.00 ～ 14.30	メートル 37.04
市道	安佐南１区５１１号線	メートル 4.20 ～ 7.50	メートル 36.55
市道	安佐南３区８２５号線	メートル 4.52 ～ 9.52	メートル 59.52
市道	安佐南４区８０２号線	メートル 4.40 ～ 8.40	メートル 29.68
市道	安佐北３区９５３号線	メートル 4.20 ～ 9.20	メートル 70.50
市道	安佐北３区９５４号線	メートル 6.00 ～ 13.00	メートル 166.40
市道	安佐北３区９５５号線	メートル 7.00 ～ 14.00	メートル 36.80
市道	安佐北３区９５６号線	メートル 6.00 ～ 13.00	メートル 21.70
市道	佐伯１区４５７号線	メートル 9.00 ～ 16.16	メートル 147.20
市道	佐伯１区４５８号線	メートル 12.00 ～ 42.11	メートル 101.50
市道	佐伯１区４５９号線	メートル 9.00 ～ 16.16	メートル 154.10
市道	佐伯１区４６０号線	メートル 12.00 ～ 41.81	メートル 107.10
市道	佐伯１区４６１号線	メートル 12.00 ～ 42.51	メートル 157.30
市道	佐伯１区４６２号線	メートル 9.00 ～ 13.40	メートル 241.80
市道	佐伯１区４６３号線	メートル 6.00 ～ 9.60	メートル 90.50
市道	佐伯１区４６４号線	メートル 6.00 ～ 10.70	メートル 230.70
市道	佐伯１区４６５号線	メートル 6.00	メートル 93.20
市道	佐伯１区４６６号線	メートル 6.00 ～ 6.27	メートル 90.80
市道	佐伯１区４６７号線	メートル 6.00 ～ 7.00	メートル 82.40
市道	佐伯１区４６８号線	メートル 4.00	メートル 23.90
市道	佐伯１区４６９号線	メートル 9.00 ～ 15.92	メートル 466.40
市道	佐伯１区４７０号線	メートル 12.00 ～ 41.76	メートル 40.50
市道	佐伯１区４７１号線	メートル 6.00 ～ 17.84	メートル 364.20
市道	佐伯１区４７２号線	メートル 6.00 ～ 6.09	メートル 85.60

市　道	佐　伯　１　区 ４７３号線	メートル 6.00 ～ 7.11	メートル 85.00
市　道	佐　伯　１　区 ４７４号線	メートル 6.00 ～ 7.50	メートル 96.50
市　道	佐　伯　１　区 ４７５号線	メートル 6.00 ～ 8.00	メートル 131.10
市　道	佐　伯　１　区 ４７６号線	メートル 6.00 ～ 11.07	メートル 188.00
市　道	佐　伯　１　区 ４７７号線	メートル 6.00 ～ 6.50	メートル 187.00
市　道	佐　伯　４　区 ５５０号線	メートル 6.00 ～ 13.00	メートル 119.00
市　道	佐　伯　４　区 ５５１号線	メートル 6.00 ～ 11.00	メートル 108.40
市　道	佐　伯　４　区 ５５２号線	メートル 3.00 ～ 8.50	メートル 16.20

広島市告示第５２１号

平成２５年１２月１８日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１２月１８日から平成２６年１月７日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東４区 ３０６号線	東区牛田新町三丁目２番地６７地先 東区牛田新町三丁目２番地２６２地先	平成25年12月18日
市道	南３区 ３３３号線	南区東雲二丁目１７６６番地９地先 南区東雲二丁目１７６６番地７地先	平成25年12月18日
市道	西３区 ５０２号線	西区己斐上四丁目１１９７番地５地先 西区己斐上四丁目６２５番地３地先	平成25年12月18日
市道	西３区 ５０３号線	西区己斐上五丁目１１１４番地７６地先 西区己斐上五丁目１１１４番地７９地先	平成25年12月18日
市道	安佐南１区 ５１０号線	安佐南区川内五丁目８００番地１１地先 安佐南区川内五丁目８００番地９地先	平成25年12月18日
市道	安佐南３区 ５１１号線	安佐南区緑井七丁目１７２０番地１地先 安佐南区緑井七丁目１７２１番地１地先	平成25年12月18日
市道	安佐南３区 ８２５号線	安佐南区祇園七丁目８７２番地４地先 安佐南区祇園七丁目８６９番地５地先	平成25年12月18日
市道	安佐南４区 ８０２号線	安佐南区沼田町大字伴字向田６６８６番地７地先 安佐南区沼田町大字伴字向田６６８５番地５地先	平成25年12月18日
市道	安佐北３区 ９５３号線	安佐北区可部東六丁目４５６番地４地先 安佐北区可部東六丁目４５７番地６地先	平成25年12月18日
市道	安佐北３区 ９５４号線	安佐北区可部南五丁目１６３６番地２８地先 安佐北区可部南五丁目１６１０番地１０地先	平成25年12月18日
市道	安佐北３区 ９５５号線	安佐北区可部南五丁目１６３５番地２１地先 安佐北区可部南五丁目１６３５番地２３地先	平成25年12月18日
市道	安佐北３区 ９５６号線	安佐北区可部南五丁目１６３５番地８地先 安佐北区可部南五丁目１６３５番地９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４５７号線	佐伯区石内北一丁目５００１番地８地先 佐伯区石内北一丁目５００１番地９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４５８号線	佐伯区石内北二丁目５００５番地１０地先 佐伯区石内北二丁目５００５番地１地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４５９号線	佐伯区石内北二丁目５００５番地１０地先 佐伯区石内北二丁目５００５番地１０地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６０号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地７８地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地７７地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６１号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地１２８地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６２号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地７６地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地７７地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６３号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地１２地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地５８地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６４号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地７６地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地５８地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区 ４６５号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地５１地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地４５地先	平成25年12月18日

市道	佐伯１区４６６号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地３７地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地３１地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４６７号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地２４地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地１９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４６８号線	佐伯区石内北一丁目５００２番地６９地先 佐伯区石内北一丁目５００２番地６９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４６９号線	佐伯区石内北一丁目５００４番地８地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地１６地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７０号線	佐伯区石内北一丁目５００４番地１７２地先 佐伯区石内北一丁目５００４番地１７２地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７１号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地２３地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地１２７地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７２号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地３５地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地３０地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７３号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地４７地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地４２地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７４号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地６１地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地５４地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７５号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地８４地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地７４地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７６号線	佐伯区石内北一丁目５００３番地１１２地先 佐伯区石内北一丁目５００３番地９８地先	平成25年12月18日
市道	佐伯１区４７７号線	佐伯区石内北一丁目５００４番地２３地先 佐伯区石内北一丁目５００４番地９地先	平成25年12月18日
市道	佐伯４区５５０号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地３地先 佐伯区五日市六丁目１２６番地２７地先	平成25年12月18日
市道	佐伯４区５５１号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地３地先 佐伯区五日市六丁目１２６番地１２地先	平成25年12月18日
市道	佐伯４区５５２号線	佐伯区五日市六丁目１２６番地１２地先 佐伯区五日市六丁目１３０番地地先	平成25年12月18日

広島市告示第５２２号

平成２５年１２月１８日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項又は第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号又は第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
特定非営利活動法人高齢者通所介護コスモスの家	特定非営利活動法人高齢者通所介護コスモスの家	広島市安佐南区沼田町伴5884番地の２	平成25年３月31日	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第５２３号

平成２５年１２月１８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
葛尾智	－（出張専業）	広島市安佐南区西原三丁目16-27　コウジンビル第２ビル202号	あん摩・マッサージ	平成25年11月27日

広島市告示第５２４号

平成２５年１２月１９日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
三上聖正	らいふマッサージ治療院広島西店	広島市西区井口二丁目24-45-502	あん摩・マッサージ	平成25年12月15日

広島市告示第５２５号

平成２５年１２月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第５２６号

平成２５年１２月２０日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日

平成２５年１２月２０日

2　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3　供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区　分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区　名	町　名	
汚水及び雨水を排除	西区	己斐本町三丁目の一部	分流式
	佐伯区	八幡二丁目，千同二丁目，坪井二丁目及び屋代三丁目の各一部	
汚水を排除	東区	馬木一丁目の一部	
	安佐南区	八木九丁目，緑井七丁目，祇園一丁目，祇園四丁目，祇園八丁目及び山本八丁目の各一部	
	安佐北区	三入六丁目，可部五丁目，可部六丁目及び亀山九丁目の各一部	
	安芸区	瀬野五丁目の一部	
	佐伯区	五日市町大字下河内及び利松一丁目の各一部	

広島市告示第５２７号

平成２５年１２月２０日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　下水の処理を開始する年月日

平成２５年１２月２０日

2　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	
西区	己斐本町三丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	八木九丁目，緑井七丁目，祇園一丁目，祇園四丁目，祇園八丁目及び山本八丁目の各一部	
安佐北区	三入六丁目，可部五丁目，可部六丁目及び亀山九丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字下河内，利松一丁目，八幡二丁目，千同二丁目，坪井二丁目及び屋代三丁目の各一部	
東区	馬木一丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町１番１号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	瀬野五丁目の一部	

広島市告示第５２８号

平成２５年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市自転車等駐車場（中央地区）の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市自転車等駐車場条例（昭和６０年広島市条例第３６号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設

別紙に掲げる自転車等駐車場

2　指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号

一般財団法人広島市都市整備公社

3　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

別紙

名　称	所　在　地
広島市相生自転車等駐車場	広島市中区幟町・胡町
広島市大手町三丁目自転車等駐車場	広島市中区大手町三丁目
広島市小町第一自転車等駐車場	広島市中区小町
広島市小町第二自転車等駐車場	広島市中区小町
広島市小町第三自転車等駐車場	広島市中区小町
広島市富士見町第一自転車等駐車場	広島市中区富士見町
広島市富士見町第二自転車等駐車場	広島市中区富士見町
広島市富士見町第三自転車等駐車場	広島市中区富士見町
広島市広島バスセンター西自転車等駐車場	広島市中区基町
広島市基町自転車等駐車場	広島市中区基町

広島市大手町自転車等駐車場	広島市中区大手町二丁目
広島市東新天地自転車等駐車場	広島市中区新天地
広島市西新天地自転車等駐車場	広島市中区新天地
広島市袋町小学校地下自転車等駐車場	広島市中区袋町
広島市袋町自転車等駐車場	広島市中区袋町

広島市告示第５２９号

平成２５年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市自転車等駐車場（東部地区）の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市自転車等駐車場条例（昭和６０年広島市条例第３６号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

別紙に掲げる自転車等駐車場

２　指定の相手方

広島市西区己斐本町二丁目１９番３号

広島県ビルメンテナンス協同組合

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

別紙

名　称	所　在　地
広島市広島駅北口第一自転車等駐車場	広島市東区若草町
広島市広島駅北口第二自転車等駐車場	広島市南区松原町
広島市広島駅北口第三自転車等駐車場	広島市東区上大須賀町
広島市広島駅南口第一自転車等駐車場	広島市南区松原町
広島市広島駅南口第二自転車等駐車場	広島市南区松原町
広島市広島駅南口第三自転車等駐車場	広島市南区松原町
広島市広島駅南口第四自転車等駐車場	広島市南区大須賀町
広島市広島駅南口第五自転車等駐車場	広島市南区松原町
広島市矢野駅自転車等駐車場	広島市安芸区矢野西四丁目

広島市告示５３０号

平成２５年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市自転車等駐車場（西部地区）の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市自転車等駐車場条例（昭和６０年広島市条例第３６号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

別紙に掲げる自転車等駐車場

２　指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号

一般財団法人広島市都市整備公社

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

別紙

名　称	所　在　地
広島市横川駅北口自転車等駐車場	広島市西区横川町三丁目
広島市横川駅南口自転車等駐車場	広島市西区横川町三丁目
広島市西広島駅北自転車等駐車場	広島市西区己斐本町一丁目
広島市西広島駅南自転車等駐車場	広島市西区己斐本町一丁目
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	広島市佐伯区五日市駅前一丁目
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	広島市佐伯区旭園

広島市告示第５３１号

平成２５年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，大芝公園の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市公園条例（昭和２７年広島市条例第２２号）第１６条の４第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

大芝公園

２　指定の相手方

広島市中区基町４番４１号

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５３２号

平成２５年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市バスターミナルの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市バスターミナル条例（平成６年広島市条例第４０号）第７条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

広島市中筋バスターミナル，広島市大町バスターミナル及び広島市上安バスターミナル

２　指定の相手方

広島市安佐南区長楽寺二丁目１２番１号

広島高速交通株式会社

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５３３号

平成２５年１２月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
八木亜希子	－（出張専業）	広島市西区三篠町一丁目７-3-301	あん摩・マッサージ	平成25年11月６日
福島啓介，高瀬大樹	西広島はりきゅう整骨院	広島市西区己斐中一丁目10-12	柔道整復	平成25年４月８日

広島市告示第５３４号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市市営住宅，広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第６６条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅，市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

２　指定の相手方

広島市中区大手町五丁目３番１２号

株式会社第一ビルサービス

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日まで

別紙

⑴　市営住宅

白島ブロック住宅，西白島アパート，基町アパート，宝町住宅，平和アパート，千田住宅，吉島東住宅，吉島西住宅，吉島ブロック住宅，吉島アパート，河原町アパート，西川口住宅，西川口南住宅，舟入南住宅，舟入南アパート，江波みなと東住宅，江波東アパート，江波みなと西住宅，江波皿山東住宅，江波皿山住宅，江波沖住宅，江波山住宅，江波南住宅，江波緑住宅，江波アパート，大須賀住宅，段原住宅，段原南住宅，段原山崎住宅，霞住宅，霞南住宅，皆実ブロック住宅，皆実平和住宅，旭住宅，旭南住宅，仁保宮の脇住宅，仁保宮の脇アパート，本浦住宅，仁保本浦住宅，仁保本浦ブロック住宅，宇品母子住宅，宇品東住宅，宇品神田住宅，宇品あかつき住宅，宇品住宅，宇品西住宅及び似島住宅

⑵　市営店舗

西白島店舗，基町店舗，吉島西店舗，河原町店舗，舟入南店舗，大須賀店舗，松原店舗，霞店舗及び宇品西店舗

⑶　市営住宅等附設駐車場

西白島アパート附設駐車場，基町アパート附設駐車場，基町店舗附設駐車場，宝町住宅附設駐車場，平和アパート附設駐車場，吉島東住宅附設駐車場，吉島西住宅附設駐車場，吉島ブロック住宅附設駐車場，吉島アパート附設駐車場，河原町アパート附設駐車場，西川口南住宅附設駐車場，舟入南住宅附設駐車場，舟入南店舗附設駐車場，江波みなと東住宅附設駐車場，江波東アパート附設駐車場，江波みなと西住宅附設駐車場，江波皿山東住宅附設駐車場，江波沖住宅附設駐車場，江波山住宅附設駐車場，江波緑住宅附設駐車場，江波アパート附設駐車場，段原住宅附設駐車場，段原南住宅附設駐車場，段原山崎住宅附設駐車場，霞住宅附設駐車場，霞店舗附設駐車場，霞南住宅附設駐車場，皆実平和住宅附設駐車場，旭南住宅附設駐車場，仁保宮の脇住宅附設駐車場，仁保宮の脇アパート附設駐車場，本浦住宅附設駐車場，宇品母子住宅附設駐車場，宇品東住宅附設駐車場，宇品神田住宅附設駐車場，宇品あかつき住宅附設駐車場，宇品住宅附設駐車場，宇品西住宅等附設駐車場及び似島住宅附設駐車場

広島市告示第５３５号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市市営住宅，広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第６６条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅，市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

２　指定の相手方

広島市中区大手町五丁目３番１２号

株式会社第一ビルサービス

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日まで

別紙

⑴　市営住宅

戸坂川根住宅，戸坂大須住宅，戸坂千足住宅，戸坂桜が丘アパート，戸坂桜が丘ブロック住宅，戸坂桜が丘母子住宅，戸坂中島住宅，戸坂東浄アパート，戸坂百田ブロック住宅，戸坂百田アパート，中山北山引揚者住宅，中山北山ブロック住宅，中山北山アパート，牛田早稲田住宅，若草住宅，尾長東住宅，尾長アパート，曙住宅，矢賀住宅，白木井原ブロック住宅，白木堀越ブロック住宅，ふじランド第一住宅，ふじランド第二住宅，三入住宅，可部中野住宅，上中住宅，可部東原住宅，台住宅，可部中島アパート，安佐飯室住宅，安佐

上畠西住宅，安佐北原住宅，中須賀住宅，船越西古谷住宅，船越北鴻治住宅，矢野幸崎住宅及び矢野観音住宅

⑵　市営店舗

戸坂桜が丘店舗，戸坂東浄店舗及び戸坂百田店舗

⑶　市営住宅等附設駐車場

戸坂川根住宅附設駐車場，戸坂大須住宅附設駐車場，戸坂千足住宅附設駐車場，戸坂桜が丘アパート附設駐車場，戸坂桜が丘ブロック住宅附設駐車場，戸坂中島住宅附設駐車場，戸坂東浄アパート附設駐車場，戸坂百田ブロック住宅附設駐車場，戸坂百田アパート附設駐車場，牛田早稲田住宅附設駐車場，若草住宅附設駐車場，矢賀住宅附設駐車場，ふじランド第一住宅等附設駐車場，三入住宅附設駐車場，可部中野住宅附設駐車場，上中住宅附設駐車場，可部中島アパート附設駐車場，安佐飯室住宅附設駐車場，中須賀住宅附設駐車場，船越西古谷住宅附設駐車場，船越北鴻治住宅附設駐車場，矢野幸崎住宅附設駐車場及び矢野観音住宅附設駐車場

広島市告示第５３６号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市市営住宅，広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第６６条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

別紙に掲げる市営住宅，市営店舗及び市営住宅等附設駐車場

２　指定の相手方

広島市中区大手町五丁目３番１２号

株式会社第一ビルサービス

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日まで

別紙

⑴　市営住宅

横川アパート，中広アパート，光アパート，小河内アパート，小河内住宅，都住宅，つくも住宅，福島アパート，観音新アパート，観音新母子住宅，観音新町東住宅，南観音ブロック住宅，南観音アパート，南観音南アパート，新庄アパート，己斐ふじハイツアパート，己斐アパート，高須ブロック住宅，高須アパート，庚午北ブロック住宅，庚午北アパート，庚午南住宅，庚午南アパート，鈴が峰アパート，鈴が峰東アパート，鈴が峰西アパート，鈴が峰南アパート，井口住宅，東野住宅，中須住宅，祇園水越住宅，祇園天の辻住宅，祇園導正寺住宅，宮の裏住宅，石ヶ原住宅，五日市河内住宅，八幡住宅，八幡西住宅，千同住宅，坪井住宅，皆賀住宅，旭園住宅及び美の里住宅

⑵　市営店舗

横川店舗，横川高架下店舗，中広店舗，都店舗，福島店舗，己斐店舗及び鈴が峰店舗

⑶　市営住宅等附設駐車場

中広アパート附設駐車場，都住宅附設駐車場，つくも住宅附設駐車場，観音新アパート等附設駐車場，観音新町東住宅附設駐車場，南観音アパート等附設駐車場，新庄アパート附設駐車場，己斐ふじハイツアパート附設駐車場，庚午北アパート等附設駐車場，庚午南住宅附設駐車場，庚午南アパート附設駐車場，鈴が峰アパート附設駐車場，鈴が峰東アパート附設駐車場，鈴が峰西アパート附設駐車場，鈴が峰南アパート附設駐車場，鈴が峰店舗附設駐車場，東野住宅附設駐車場，中須住宅附設駐車場，祇園水越住宅附設駐車場，祇園天の辻住宅附設駐車場，祇園導正寺住宅附設駐車場，石ヶ原住宅附設駐車場，五日市河内住宅附設駐車場，八幡住宅附設駐車場，八幡西住宅附設駐車場，千同住宅附設駐車場，坪井住宅附設駐車場，皆賀住宅附設駐車場及び旭園住宅附設駐車場

広島市告示第５３７号

平成２５年１２月２５日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区三筋二丁目の５２番８，５２番１の一部及び５２番５の一部

２　開発面積

Ａ＝２，４３６．４３m^2

３　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市東区牛田旭一丁目７番１５号

ダイケンホーム株式会社　代表取締役　河野　昭

４　検査済証交付年月日

平成２５年１２月２５日

広島市告示第５３８号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市留学生会館の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市留学生会館条例（平成１２年広島市条例第６３号）第１９条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設

広島市留学生会館

２　指定の相手方

広島市南区松原町５番９号

株式会社オオケン

３　指定の期間

平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５３９号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市現代美術館の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市現代美術館条例（平成元年広島市条例第２５号）第１０条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市現代美術館
2　指定の相手方
　広島市中区加古町４番１７号
　　財団法人広島市未来都市創造財団
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４０号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島城の指定管理者を次のとおり指定したので，広島城条例（昭和３３年広島市条例第７号）第８条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島城
2　指定の相手方
　広島市中区加古町４番１７号
　　財団法人広島市未来都市創造財団
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４１号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市馬木近隣運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市運動場条例（昭和２６年広島市条例第７号）第１３条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市馬木近隣運動広場
2　指定の相手方
　広島市東区福田三丁目１１番２３号
　　福木学区体育協会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４２号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市湯来下近隣運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市運動場条例（昭和２６年広島市条例第７号）第１３条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市湯来下近隣運動広場
2　指定の相手方
　広島市佐伯区湯来町大字下１４３３番地１
　　下五原二町内会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４３号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島平和記念資料館の指定管理者を次のとおり指定したので，広島平和記念資料館条例（平成６年広島市条例第１３号）第１９条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島平和記念資料館
2　指定の相手方
　広島市中区中島町１番２号
　　公益財団法人広島平和文化センター
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４４号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市女性福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市女性福祉センター条例（昭和４３年広島市条例第２４号）第１３条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市女性福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区千田町一丁目９番４３号
　　社会福祉法人広島市社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成２８年６月３０日まで

広島市告示第５４５号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，中央公園の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）第１６条の４第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　中央公園
2　指定の相手方
　広島市中区基町４番４１号
　公益財団法人広島市みどり生きもの協会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４６号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，新牛田公園及び牛田総合公園の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）第１６条の４第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　新牛田公園及び牛田総合公園
2　指定の相手方
　広島市中区小町４番３３号
　中国企業株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４７号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市植物公園の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）第１６条の４第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市植物公園
2　指定の相手方
　広島市中区基町４番４１号
　公益財団法人広島市みどり生きもの協会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４８号

平成２５年１２月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市安佐動物公園の指定管理者を次のとおり指定したので，広島市安佐動物公園条例（昭和４６年広島市条例第１３号）第１４条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市安佐動物公園
2　指定の相手方
　広島市中区基町４番４１号
　公益財団法人広島市みどり生きもの協会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５４９号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市中区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市中区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区大手町四丁目１番１号
　　社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５０号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市東区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市東区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市東区東蟹屋町９番３４号
　　社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５１号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市南区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市南区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市南区皆実町一丁目４番４６号
　　社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５２号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市西区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市西区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市西区福島町二丁目２４番１号
　　社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５３号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市安佐南区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市安佐南区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安佐南区中須一丁目３８番１３号
　　社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５４号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市安佐北区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市安佐北区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安佐北区可部三丁目１９番２２号
　　社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５５号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市安芸区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市安芸区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安芸区船越南三丁目２番１６号
　　社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５６号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市佐伯区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市地域福祉センター条例（平成１０年広島市条例第３号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市佐伯区地域福祉センター
2　指定の相手方
　広島市佐伯区海老園一丁目４番５号
　　社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５７号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市吉島福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市吉島福祉センター
2　指定の相手方
　東京都豊島区池袋三丁目１番２号
　　特定非営利活動法人ワーカーズコープ
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５８号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市温品福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市温品福祉センター
2　指定の相手方
　広島市東区東蟹屋町９番３４号
　　社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５５９号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市戸坂福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市戸坂福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区基町５番４４号
　　三栄パブリックサービス株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６０号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市中山福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市中山福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区基町５番４４号
　　三栄パブリックサービス株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６１号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市出島福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市出島福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区基町５番４４号
　　三栄パブリックサービス株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６２号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市祇園福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市祇園福祉センター
2　指定の相手方
　東京都豊島区池袋三丁目１番２号
　　特定非営利活動法人ワーカーズコープ
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６３号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市伴福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市伴福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区基町５番４４号
　　三栄パブリックサービス株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６４号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市可部福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市可部福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安佐北区可部三丁目１９番２２号
　　社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６５号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市筒瀬福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市筒瀬福祉センター
2　指定の相手方
　広島市中区基町５番４４号
　　三栄パブリックサービス株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６６号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市瀬野福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市瀬野福祉センター
2　指定の相手方
　大阪市中央区森ノ宮中央一丁目７番１２号
　　テルウェル西日本株式会社
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６７号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市畑賀福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市畑賀福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安芸区船越南三丁目２番１６号
　　社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで

広島市告示第５６８号

平成２５年１２月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市阿戸福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市福祉センター条例（昭和４８年広島市条例第１０１号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定に係る公の施設
　広島市阿戸福祉センター
2　指定の相手方
　広島市安芸区船越南三丁目２番１６号
　　社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会
3　指定の期間
　平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで